

4 注意点

- ・助成は、同一建物につき対象機器等の種類ごとに各 1 回限りとなります。（年度が替わっても一度助成を受けた種類の助成に対しては対象となりません）
- ・1, 0 0 0 円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・未使用品であること。
- ・太陽光発電システムの最大出力、太陽熱温水器・ソーラーシステムの集熱面積、遮熱塗装等断熱改修の施工面積は小数点以下第 3 位を四捨五入します。
- ・遮熱塗装等断熱改修、高効率・LED 照明機器の改修については、築 1 年以上を経過した建物を対象とします。
- ・助成対象者が自ら設置工事等を行う場合には、助成対象物の本体及び資材に係る費用を助成対象経費とします。
- ・太陽光発電システムと蓄電池を併設する場合は、一方が既に設置済の場合、両方を同時に設置する場合のいずれも対象とします。なお、設置済の機器については、過去にかつしかエコ助成金で助成を受けたもの又は当該年度の要綱別表に規定する対象機器等の要件に定めるものとします。
- ・印鑑は提出書類すべて同じものを使用してください。
- ・見積りは複数の工事業者に依頼することをおすすめします。

5 申込みに必要な書類

かつしかエコ助成金交付申込書（第 1 - 2 号様式）の裏面をご覧ください。

6 設置完了後の手続き

機器等の設置工事の完了後、平成 3 0 年 3 月 3 0 日（金）までに以下の必要書類を提出してください。この期日までに提出がない場合は、助成金を交付することはできませんのでご注意ください。

- ① かつしかエコ助成金完了報告書兼助成金交付申請書（第 7 号様式）
- ② 対象機器等の設置にかかる、領収書の写し及びその内訳書の写し（原則として、申請者以外からの代理申請の場合は、領収書のほかに金融機関発行の振込控の写し。振込による支払いの場合も、領収書の発行が必要となります。また、宛名は申請者のものに限りませ。）
- ③ 機器等の設置又は施工後の現況写真（建物全体と設置機器・施工箇所がわかる写真）
 - ・太陽光発電システム、太陽熱温水器・ソーラーシステムの場合は、設置したパネルの枚数がわかること。
 - ・遮熱塗装等断熱改修の場合は、施工中、施工後及び使用塗料空缶の写真等
 - ・高効率・LED 照明の場合は、型番等が分かる写真等及び点灯時の写真
 - ・写真は、カラー写真、カラー印刷にて提出してください。
- ④ 太陽光発電システムの場合は、電力会社との「電力受給契約申込書」または「接続契約のご案内」の写し
- ⑤ 新築の場合は、検査済証の写し
- ⑥ かつしかエコ助成金交付請求書（第 10 号様式）

平成 2 9 年度 集合住宅用 かつしかエコ助成金のご案内

・個人住宅や事業所への導入については、「個人住宅用」または「事業所用」をご覧ください。

申込時期にご注意ください。

設置工事前の申込です。詳しくは **3 助成対象機器等と助成金額** をご確認ください。

1 申込受付期間

平成 2 9 年 4 月 3 日（月）～平成 3 0 年 3 月 1 4 日（水）

2 助成対象者

区内に住所を有する集合住宅の共用部分に対象機器等を導入する方が対象となります。（リース・レンタルは除く）

- ① 区内分譲マンションの管理組合（管理組合を構成する区分所有者の集会（総会）において議決を得ていること。）
- ② 区内に集合住宅を所有又は所有を予定する中小企業者等（中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者、中小企業等協同組合法第 3 条に規定する中小企業等協同組合、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人等）
※個人事業者も含まれます。

<次の要件をすべて満たす必要があります>

- (1) 平成 2 8 年度（平成 2 7 年分の所得）の特別区民税・都民税又は直近の法人住民税を滞納していないこと。
- (2) 対象機器等の導入について、区で実施している他の制度による助成を受けていないこと。
- (3) 同じ種類の機器等に対して、既にかつしかエコ助成金制度等に基づく区の助成を受けていないこと。
- (4) 対象機器等を導入する建築物は、建築基準法その他の法令等に適合するものであること。
- (5) 住宅の販売又は譲渡を目的としていないこと。
- (6) 太陽光発電システムの場合は、申込者が電灯契約を結ぶこと。
- (7) 次ページ **3 助成対象機器等と助成金額** の表どおりの対象機器等を導入すること。
- (8) 原則として工事完了後 2 カ月以内で、平成 3 0 年 3 月 3 0 日（金）までに設置完了報告書類を提出できること。
- (9) 助成金交付後に代金還元（キャッシュバック）を受けないこと。（キャッシュバックがあった場合、交付金を返還していただくことがあります。）

<申請及び問い合わせ先>

葛飾区 環境部 環境課 環境計画係（区役所 4 階 410 番窓口）

〒124-8555 葛飾区立石 5 丁目 1 3 番 1 号

電話：03-5654-8228 または 03-5654-8531

（代表）03-3695-1111（内線 3516 または 3514）

FAX：03-5698-1538

3 助成対象機器等と助成金額

対象機器等	申込の時期	要件	助成金額
太陽光発電システム	設置工事前	・集合住宅の上屋等に設置し、共用部分に電力を供する機器で、太陽電池の最大出力合計が1kW以上10kW未満のもの。 ・財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの。	太陽電池モジュールの最大出力1kW当たり80,000円 （限度額400,000円） ※蓄電池併設の場合は助成額全体に50,000円を加算
太陽熱温水器		財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けた自然循環式太陽熱温水器	集熱器面積1㎡あたり20,000円（限度額100,000円）
太陽熱ソーラーシステム		財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けた強制循環式ソーラーシステム	集熱器面積1㎡あたり30,000円（限度額150,000円）
蓄電池		経済産業省の実施する「住宅省エネリノベーション促進事業」における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブが指定しているもの。又は平成29年度執行事業において、同法人に製品登録されているもの。	助成対象経費の1/4 （限度額1,000,000円、容量10kWh未満のものは限度額200,000円） ※太陽光発電システム併設の場合は助成額全体に50,000円を加算
遮熱塗装等断熱改修 ※新築は対象外 ①～③合わせて3回		①屋根・屋上・壁等における高反射率塗装等 高反射率塗料等においては、国内の第三者機関における日射反射率が50%以上又は同等以上の性能であること。	①については、助成対象経費の1/4又は施工面積（㎡）×1,000円（助成単価）のいずれか小さい額
		②窓の遮熱塗装等 日射調整フィルム及びコーティング材においては、国内の第三者機関における測定値が遮蔽係数0.7未満、可視光線透過率65%以上、熱貫流率5.9W/（㎡・K）未満（コーティング材の場合は6.0W/（㎡・K）以下）であり、かつ日射調整性能について、適切な対候性が確認されている製品とする。 ※可視光線透過率が70%以上の場合は、遮蔽係数0.8未満とする。	②については、助成対象経費の1/4又は施工面積（㎡）×3,000円（助成単価）のいずれか小さい額
		③断熱改修（外壁・屋根・屋上・天井・床・窓） 外壁、屋根・屋上、天井、床の断熱改修においては、住宅金融支援機構の「省エネルギー対策等級4又は断熱等性能等級4（フラット35S）技術基準」に規定する断熱材の厚さの基準以上、窓の断熱改修においては、ガラスの熱貫流率が4.0（W/㎡・k）以下を満たすものであること。	③については、助成対象経費の1/4 （①～③合わせて限度額1,000,000円）
高効率蛍光灯・LED照明機器への改修 （助成対象経費が100,000円以上の改修） ※新築、新規設置は対象外		東京都の「省エネ促進税制対象機器」として指定を受けた機器であり、従来型蛍光灯（Hfでないもの）等からの変更であること。 ただし、白熱灯からLED電球、屋外灯への交換で、グリーン購入法「環境物品等の調達に関する基本方針」の12-1照明器具、12-2ランプのそれぞれの判断基準を満たすものについては、助成の対象とする。	助成対象経費の1/2又は1灯あたり10,000円（助成単価）のいずれか小さい額 ※LED電球の場合は、1個当たりの助成単価（上限）を1,000円とする。 （限度額500,000円）